



沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 県道路線の認定（道路管理課） 1
- 県道路線の廃止（道路管理課） 1
- 道路の区域の決定（道路管理課） 1
- 道路の区域の変更（道路管理課） 2

訓 令

- 沖縄県職員の駐在等に関する規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 2

告 示

沖縄県告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定により、県道の路線を次のとおり認定した。

なお、関係図書は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月1日

沖縄県知事 玉城康裕

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
222	真地泉崎線	那覇市字真地 那覇市泉崎	

沖縄県告示第231号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の県道の路線を廃止する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月1日

沖縄県知事 玉城康裕

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
222	真地久茂地線	那覇市字真地 那覇市久茂地	

沖縄県告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、令和3年4月1日から同月14日まで一般の縦覧に供する。

令和3年4月1日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 真地泉崎線
- 3 区域の決定区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	敷地の幅員	延長
那覇市字真地上原173番24から 那覇市泉崎2丁目110番まで	18.1m ~ 72.0m	4,716.8m

沖縄県告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、令和3年4月1日から同月14日まで一般の縦覧に供する。

令和3年4月1日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那覇内環状線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	那覇市松尾1丁目2番から 那覇市久茂地2丁目9番6号まで	9.0m ~ 21.8m	1,057.6m
新	那覇市松尾1丁目2番から 那覇市久茂地1丁目14番5号まで	18.2m ~ 35.0m	1,082.1m

訓 令

沖縄県訓令第18号

知事部局

沖縄県職員の駐在等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

沖縄県知事 玉城康裕

沖縄県職員の駐在等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員の駐在等に関する規程（昭和50年沖縄県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表中「雲南省」の次に「、広東省、海南省」を加え、「並びに広東省及び海南省の区域」を削る。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階
---	--